

公益社団法人 松伏町シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

目次

- 第1条 目的及び意義
 - 第2条 定義等
 - 第3条 報酬及び費用等の支給
 - 第4条 報酬の額の決定
 - 第5条 報酬の支給日
 - 第6条 費用
 - 第7条 報酬等及び費用の支給方法
 - 第8条 公表
 - 第9条 改廃
 - 第10条 補足
- 附則
- 別表1 常勤理事の報酬（第4条の1関係）
 - 別表2 非常勤役員の報酬（第4条の2関係）
 - 別表3 費用の額（第6条の2関係）

公益社団法人 松伏町シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人松伏町シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事を除く理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用等の支給)

第3条 センターは、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は理事会及び監査のほか、役員の職務として出席するものについてその都度日額とする。
- 4 役員には報酬及び費用のほかは支給しない。
- 5 常勤理事がセンターの使用人を兼ねる場合は、職員の賃金規程に定める賃金及び旅費規則に定める旅費のほかは支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める金額とする。なお、別表2の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月10日に支払う。

- 2 非常勤役員報酬の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) 理事会及び監査
4月から9月までの開催分は、9月に支払う。また、10月から翌年3月までの開催分は、翌年3月に支払う。
 - (2) その他役員の職務として出席するものは都度支払うものとする。

18 役員の報酬等及び費用に関する規程

(費用)

- 第6条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。
また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 2 費用の額は、別表3により実費相当額を支給する。

(報酬等及び費用の支給方法)

- 第7条 報酬は本人名義のセンター指定金融機関口座に振り込むものとする。費用は出金伝票に記入し経理担当者の確認印を受けたのち実費を支給する。ただし、会議等の場合は半期ごとにし、出金伝票は必要としない。
- 2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この規程は、平成29年7月1日から改定する。
- この規程は、令和元年9月20日から改定する。
- この規程は、令和2年11月25日から改定する。
- この規程は、令和4年6月17日から改定する。

別表1 常勤理事の報酬（第4条の1関係）

常勤理事	
(1) 理事長	60万円までの範囲内（年額）
(2) 副理事長	12万円までの範囲内（年額）
(3) 専務理事	職員の賃金規程に定める

別表2 非常勤役員の報酬（第4条の2関係）

(1) 理事会及び監査	2,000円（日額）
(2) その他役員の職務として出席するもの	2,000円（日額）

別表3 費用の額（第6条の2関係）

(1) 役員の出張等に係る費用	旅費規則に定める額
(2) その他	実費相当額